

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	池永
日 時	平成29年3月13日(月曜日)	開 議	午後 1 時 15 分
		閉 議	午後 5 時 32 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	<b>【市立病院】</b> 玉井病院事業管理者、佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長、西田管理係長 [経営企画課] 竹内副課長 [医事課] 小笹課長 <b>【環境市民部】</b> 塩尻部長、吉田市民窓口・保険医療担当部長 [市民課] 田中課長、柴田副課長 [保険医療課] 荻野課長、大石副課長、藤谷国保給付係長、樋口国保料係長 <b>【健康福祉部】</b> 栗林部長、辻村子育て・障害福祉担当部長 [高齢福祉課] 広瀬課長、高橋副課長、松本いきいき支援係長 [健康増進課] 塚本課長、中山副課長		
事務局	池永		
傍聴者	市民 3名	報道関係者 一名	議員-名

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

### 3 議案審査（説明～質疑） ※当初予算・条例

[理事者入室] 市立病院

#### (1) 第12号議案 平成29年度亀岡市病院事業会計予算

<病院事業管理者>

(あいさつ・概要説明)

<市立病院管理部長>

(資料に基づき説明)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～13:52

[質疑]

<酒井委員>

参考資料P3、経営健全化分1億2000万円の繰入れは、いわゆるルール外というものか。

<市立病院管理部長>

そうである。

<酒井委員>

P 2、医業収益と医業外収益の平成28年度の数字が当初予算と異なるのでは。

<市立病院管理部長>

予算は消費税込みであるが、資料は消費税抜きの数字である。

<酒井委員>

平成28年度の予定の数字で、雑損失8200万円は何か。

<市立病院管理部長>

病院事業収益が2カ月遅れで入ってくるので、過年度分の医業収益の調定減の分と、4条予算の医療機器購入に係る消費税の分である。

<酒井委員>

毎年、雑損が予算より多い。なぜ予算に入れておかないのか。

<市立病院管理部長>

過年度分の収益減は、最初に診療報酬を請求する際に、それでよいという数字で出しているの、そこを当初から間違っていると見込むのは難しい。

<小島委員>

P 32、医療機器等購入費5千万円は、具体的に何か。

<市立病院管理部長>

今は計画段階である。①開院当初から使っている病棟管理システムが傷んできている。2千万円以上の医療機器購入は議決が必要であり、今まで平成27、28年度と予算計上してきたが、新しいシステムを入れようとしており、メーカーがついてきていないので購入を見送った。しかし経年劣化が進んでおり、必要な部分だけ替えるのに1千万円弱を見込んでいます。②大腸の内視鏡システムが傷んできているので、更新に1千万円程度。③外科のヘルニア手術に係る腹腔鏡の手術システムの新しい3Dシステムに1千万円程度。④整形外科の関節鏡システムのカメラが傷んできているので更新。⑤クールチップとって、肝臓がんを内科的処方焼灼するシステムの更新で500万円程度。

以上で5千万円程度を見込んでいます。

<小島委員>

平成29年度、他に高額な建設費の見込みはあるのか。

<病院事業管理者>

MRI等大型機器が13年経つ。病院のあり方にも関わってくるが、今の形を継続するとなると、比較的大きな支出として2~3年先には必要になってくる。現時点では、今の形を継続しつつ部品を交換する形になるが、いずれは更新が必要になる。

<馬場委員>

白血球顆粒球除去療法の先端機器を購入する考えは。

<病院事業管理者>

その機器は腎臓専門医にお願いするものだが、それをカバーするスタッフがいないため、予定はない。

<馬場委員>

P 17、当年度純損失の見込みが2億6千万円に減少した理由は。

<病院事業管理者>

入院が主体となって1億円弱のプラスがあった。また、医療機器購入を先延ばしできるものは先延ばししており、その出費が数千万円単位で減額されている。個々の外部委託の部分は1年遅れなので、その効果はすぐには出てきていない。

<齊藤委員>

P27、施設使用料等収益。自宅から持参すべきものが結構あると思うが、レンタル収益を増やす考えは。手間がかかったり、収益にならないからしていないのか。これを付け加えたらどうか。

<病院事業管理者>

レンタルで物品を置くにはボリュームがある程度必要である。ボリュームが少ないと少しコストが高くなってしまうので、積極的に踏み出していない部分もあると思う。今後精査していきたい。

<齊藤委員>

給与費について、もう少し細かく出してはどうか。

<病院事業管理者>

基本的に給与は他の公立病院とほぼ横並びである。当直等はもともと低い設定だったが、各地方で時間外手当に対するいろいろな問題が生じて、一律に上げざるを得ない状況になった。医師の給与は1600万円程度で、そこに時間外手当等を加算する。部長級以上の管理職に本来は時間外手当をつけないが、それは公立病院の立場からいくと好ましいことではなく、それは実施していない。自覚と教育の中で部長の意識を高めていく程度でお願いしている。見直しにおいては、近隣の病院と常に比較検討している。

<齊藤委員>

もし給与が安いのであれば給与を上げ、よい先生に来てもらい、患者を増やすことを検討しなければならない。病院を改革する上での判断基準になるので、そこを明確に示されたい。我慢するところは我慢し、設備投資も控えて機器も延命しながら取り組んでいるが、必ず更新が必要な時が来る。今後の見通しがあるのか。非常に不安に思っている。

<病院事業管理者>

現実的には交付税が少しずつ減っていく。市からの繰入金も、継続性を考えると、基本的には一般財源分として2億円程度に抑えたい。入院・外来からの収入が16億円から17～18億円になればよいが、現実問題として今から増やすのは非常にハードルが高い。キャッシュフローや設備の充実も考えると、3億円の繰入金の継続は、ある程度必要だと考える。不採算部門をカットし、非常勤医師を少なくし、常勤医師にさらに頑張ってもらいたいというギリギリのところでも、2億円の後半が見えるところかと考える。それが、市民や議員の方々の考える病院のイメージをサイズダウンした中での最大限の努力だと考えている。繰入金の減額をそれ以上、ということになると、形を考えていかなければなくなる。そういうことを市立病院新改革プランの行間に入れていく。

<菱田委員>

予算書の第6条では一時借入金の限度額が3億円と設定されている。一方バランスシートを見ると、現金預金が今年の3月末で1億円程度、来年度末は2億8千万円程度となっている。一時借入金のペースはどのような感じか。

<市立病院管理部長>

平成28年度に初めて一時借入れを行った。29年度はキャッシュが回るように市に配慮いただける予定であり、一時借入金なしでいけるのではないかと考えている。

[理事者退室]

<休憩 14:12～14:20>

[理事者入室] 環境市民部

(2) 第46号議案 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(あいさつ・概要説明)

<市民課長>

(資料に基づき説明)

～14:24

[質疑]

<酒井委員>

マイナンバーカードは7千枚程度発行しているとのことだったが、さくらカードはどうか。

<市民課長>

平成29年3月現在で3万1237人に交付している。

<酒井委員>

さくらカードを引き続き印鑑登録証として活用するとのことだが、それを使ってコンビニ交付ではないという理解でよいか。

<市民課長>

窓口で申請される場合に印鑑登録証として利用可能である。コンビニはマイナンバーカードでの交付となる。

<酒井委員>

自動交付機の利用実績は。

<市民課長>

平成28年度は2月末時点で約1万件である。なお、窓口利用は約8万件、コンビニ交付は524件である。

<馬場委員>

自動交付機の運用コストは。

<市民課長>

リース契約をしており、現在のリース期間が平成24年7月9日から平成29年6月30日までであり、年間リース料は849万円である。

<馬場委員>

条例の新旧対照表の概略の説明を。

<市民課長>

(新旧対照表を説明)

<馬場委員>

附則の意味がわかった。

<酒井委員>

コンビニ交付に係るランニングコストはどのくらいか。

<市民課長>

システム保守管理業務委託に月額19万1千円、年間で229万円である。証明書等の自動交付事務は、地方公共団体情報システム機構が交付業務を行うが、平成28年7月から3月末までの委託料が225万円であり、年間にすると300万円である。なお平成29年度は年間270万円に値下がりする予定である。

<馬場委員>

マイナンバーカードを作らない人はどうなるのか。コンビニで番号を言えば発行できるのか。

<市民課長>

さくらカードは窓口で利用できる。コンビニはマイナンバーカードを持参し、キオスク端末に必要事項を入力することで交付される。番号を言っても発行できない。

<馬場委員>

情報の重要性でいうと、マイナンバーカードは大変重要なものであり、きちんと管理する必要があるという考えでよいか。

<市民課長>

紛失の場合、警察へ届けを出してもらおう。厳重な対応を窓口でも指導しているが、大切に扱うよう伝えていく。

<齊藤委員>

コンビニ交付が非常に少なく、窓口が圧倒的に多い。どちらも経費が要るが、市としてはどのようにしようと思っているのか。本来なら窓口負担を少なくするため、コンビニ交付を勧めなければならないが、あまりにもマイナンバーカードの発行が少ない。窓口に来られたらマイナンバーカードへの切り替えを勧めるなど、方針を決めて、しっかり周知していかねばならない。

<市民課長>

普及率が上がっていないが、市としてはマイナンバーカードの普及を考えている。平成28年に交付が始まって以降、キラリ亀岡おしらせやホームページに加え、全戸配布のチラシを入れて周知を図っている。窓口でもマイナンバーカードの交付を勧めている。コンビニは亀岡市に約30店舗あるので、少しでもそちらで交付を受けていただけるよう推進している。

～14:38

### (3) 第74号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～14:48

[質疑]

<馬場委員>

新しく5割軽減、2割軽減の対象になる件数は。

<保険医療課長>

対象人数の増加は、5割軽減が46世帯、2割軽減が27世帯、合計73世帯である。医療・支援・介護の3つを併せて、290万円程度の軽減につながる。

～14:49

(4) 第2号議案 平成29年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～15:18

[質疑]

<馬場委員>

前年度の10%の値上げにより若干改善されたのも事実だと思うが、依然として資金ショートのあるのか。資金繰りの見通しは。

<保険医療課長>

医療費が思いのほか伸びていないので、平成28年度は基金を取り崩さず決算を迎えられることになった。29年度も基金を充てずに予算を組むことができた。決算見込みから5%の上昇分を見込み医療費を組むことができたので、29年度は大丈夫だと考える。30年度からは、広域化に伴い、納付金さえ支払えば医療費はすべて京都府が支払うので、基金がなくても運営できることになっている。

<菱田委員>

施策の概要P3、慢性期の療養費の取り扱いはどうなっているのか。

<保険医療課長>

この療養費は急性期を対象としているので、慢性期は基本的に対象にならない。

～15:27

(5) 第7号議案 平成29年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

[理事者退室]

～15:34

<休憩 15:34～15:45>

[理事者入室] 健康福祉部

(6) 第4号議案 平成29年度亀岡市休日診療事業特別会計予算

<健康福祉部長>

(あいさつ・概要説明)

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～15:51

[質疑]

<馬場委員>

施策の概要P1、出務者賃金について、看護師5人で82人分と言われたが、過重労働になっていないか。

<健康増進課長>

日曜日・祝日の勤務だが、5人ということで、月1回程度の出務である。年末年始は多めに出ているが、普段勤務されている看護師ではなく、専任なので過重にはなっていないと考える。

<馬場委員>

予算説明書P304、一般会計繰入金が230万円となっている。前年度はゼロだったが、この差は何か。

<健康増進課長>

繰入金は、平成25年度400万円、26年度100万円、27年度400万円、28年度はゼロだった。29年度に230万円を計上しているが、繰越金や繰入金がなければ、毎年休日診療は赤字となっている。28年度がゼロであり、少ししか29年度に繰り越せないで、230万円を計上した。

<馬場委員>

400～500万円が年間の運営で必要だと理解すればよいのか。

<健康増進課長>

通常300～400万円を一般会計から繰り入れることで安定した運営ができる。

<菱田委員>

頑張っていて支出を40万円削っているが、どこを削ったのか。

<健康増進課長>

一部は医師の報酬であり、これは71日間を見込んでいる。この部分で日数と2診体制にする部分を精査した。また、医薬材料費の支出を削った。

<菱田委員>

インフルエンザが爆発的に流行した場合、2診体制にし、医師、看護師、薬材費等が必要になってくる。厳しい予算の組み方をしており、予備費も40万円ほどしかないが、財政課から一般会計からの繰り入れを抑えてほしいということがあったのか。

<健康増進課長>

毎年予算は2100万円前後で組んでいる。昨年はインフルエンザが爆発的に流行したが、その中で、昨年とほぼ変わらない予算としている。大流行がなければ賄っていける予算だと考える。

～15:58

(7) 第6号議案 平成29年度亀岡市介護保険事業特別会計予算

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～16:22

[質疑]

<小島委員>

施策の概要P4、高額介護サービスとは。

<高齢福祉課長>

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計が高額となり、一定額を超えた場合に給付するものである。所得区分によって限度額が異なる。

<馬場委員>

新しい総合事業、訪問・通所型短期集中予防サービス（C型事業）を実施することだが、内容は。

<高齢福祉課長>

要支援等の認定を受けて3～6カ月の短期間で、本人のでき得る範囲を増やすことにより、専門職と本人が立てた目標により、特定の環境の中でできる活動を日常的に行っている活動にしていく支援を行うことにより、住み慣れた地域で自立した生活が継続して送れるようにするものである。

<馬場委員>

理学療法士等、専門的なスタッフが配置されるのか。

<高齢福祉課長>

そうである。

<馬場委員>

市職員の体制は。

<高齢福祉課長>

報償費で計上しているが、健康運動指導士、介護福祉士を雇うことで対応していこうと考えている。

<馬場委員>

専門職を何人程度雇用するのか。

<高齢福祉課長>

C型を実施する場合、市職員以外に、各事業所に協力いただく中で進めていこうと考えている。

～16:27

(8) 第47号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～16:32

[質疑]

<馬場委員>

説明によると東日本大震災の救済と聞こえるが、一方で「用いることができる」となっているので、限定列举なのか。斟酌はこちら側でできるのか。

<高齢福祉課長>

改正に至った経過としては、三陸沖地震が一例としてあがるが、それだけではなく、他の法令では譲渡所得が対象になっていたものが介護保険では対象になっていなかったこともあり、平成29年度からはこういうものも控除の対象にしていくということである。

<馬場委員>

亀岡駅北で土地を売却した場合も入るのか。

<健康福祉部長>

事業の列記はないので、土地収用法に基づいて収用した場合に対象となる。

～16:34

**(9) 第48号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～16:38

[質疑]

<小島委員>

指定地域密着型サービスの3つの事業所はどこか。

<高齢福祉課長>

亀岡園のデイサービスセンター、リハビリデイサービスいろは、あおばデイサービスセンターである。

<小島委員>

亀岡園以外の2つの事業所の所在地は。

<高齢福祉課長>

リハビリデイサービスいろはが馬路町、あおばデイサービスセンターが三宅町である。

[理事者退室]

～16:39

[委員間討議]

<酒井委員>

市立病院について、キャッシュが厳しいので、いつもより多く繰り入れしている。新たに機器を購入するということもあり、見通しが気になる。

<小島委員>

医療機器等購入費は5千万円だが、今後、経年劣化もあり年間を通じて必要になるかと考える。

<小川委員長>

他にはないか。

<酒井委員>

印鑑条例について、市民の利便性が後退する。マイナンバーカードを普及させたいという目的で行うのはどうなのか。

<齊藤委員>

そもそもなぜマイナンバーカードにしたかといえば、所得があるのに生活保護をもらう等の抜け駆けがあり、所得を明確にして税金をきちんと取るためである。皆がコンビニで取得した方が財政的には楽になるが、今はそうではなく、職員の人件費の方が高い。普及に向けたさらなる啓発が大切である。

<馬場委員>

①印鑑証明にマイナンバーが必要なのか。印鑑証明を使うのはかなり大きい事案であり、簡単なカードで発行してよいのかという問題がある。自動交付機は委託料がかなりかかるということなので、直接窓口で印鑑証明を発行するのでよいと思う。

②コンビニ交付だが、店員もアルバイトであり、自動発行機とはいえ、誰に見られているか分からないところで操作することに危うさを感じる。

③カード化する危うさを感じる。番号が独り歩きする。暗証番号を変えるから大丈夫だというのが、桁数もどうなのかとを感じる。

<酒井委員>

個人番号法できちんと税を徴収するという理念はよい。関係ないところに広げていたり、いろいろと不都合が出ていたり、国がきちんと事務費をくれなかったり、いろいろと問題があるが、マイナンバーカードを普及させるために改正するというのは、一応説明にはなっている。

<富谷副委員長>

コンビニ交付は便利だが、高齢者にとっては必要性を感じないという意見が多く、やはり窓口で交付となる。普及には大きなハードルがある。特に高齢者にどう認識していただくかが課題である。

<齊藤委員>

まだまだ身近でない人が多いが、いろいろな税等の支払いや給付に、必ずマイナンバーカードは必要である。今後、徐々に普及していくと考える。

<酒井委員>

税の徴収は個人番号が割り当てられているだけで十分であり、それは通知カードで分かる。わざわざマイナンバーカードを発行してもらうのはなぜか説明がつくのか。また今回の議案に関しては、既に発行されているさくらカードが3万枚で、自動交付機で1万件利用されている。それに対してマイナンバーカードが7千枚の発行で、コンビニ交付が524件である。確実に不便になる人が多いので、そこが心配である。

<小島委員>

マイナンバーカードは高齢者の身分証明書にもなるというのが本来の趣旨だった。高齢者の運転免許証返納の動きもある中、マイナンバーカードの普及は時代の流れ

であり、担当課が動いているのもうなずける。

<馬場委員>

なりすましがどうしても排除できない。指紋認証等があるならよいが、1枚持つてしまうと独り歩きし、犯罪の温床になる危険性がある。

～16:53

#### 4 討論～採決

[討論]

<馬場委員>

第46号議案の印鑑条例の一部改正には、さまざまな問題点があるので反対。反対理由は、委員間討議でもいろいろな意見があったが、自動交付機が1万件も使われていることを考えれば、急いで改正する必要があるのか。

<酒井委員>

第46号議案に賛成である。心配なことは色々あるが、今回の条例改正の内容は、自動交付機を廃止するということである。マイナンバーカードへの心配があるからといって、この議案に反対しても意味がなく、マイナンバーカードがコンビニで使えることには変わりはない。このことにより市はマイナンバーカードを普及させたいと考えているようである。心配はいろいろあり、利便性は低下すると考えるが、この議案には賛成である。

～16:55

[採決]

第2号議案	挙手	全員	可決
第4号議案	挙手	全員	可決
第6号議案	挙手	全員	可決
第7号議案	挙手	全員	可決
第12号議案	挙手	全員	可決
第46号議案	挙手	多数	可決 (反対:馬場委員)
第47号議案	挙手	全員	可決
第48号議案	挙手	全員	可決
第74号議案	挙手	全員	可決

～16:58

[指摘要望事項]

<齊藤委員>

先ほどの委員間討議の内容を入れてはどうか。

<小川委員長>

印鑑条例について、マイナンバーのことで意見が出ていた。どのようなことを総意として付すか。

<酒井委員>

意見はいろいろ出たが、一致したわけではなく、指摘要望するほどまとまっていな

い。いろいろな意見は議会だよりに掲載することでよいのではないか。

<小島委員>

賛成である。

<小川委員長>

指摘要望はしないということによいか。

<了>

<小川委員長>

委員長報告は次の委員会で報告することとし、委員長報告の作成は正副委員長に一任願う。

<了>

～ 17 : 02

## 5 その他

### ○議会だよりの掲載事項について

<小川委員長>

2項目程度掲載したいが意見は。

<齊藤委員>

病院と印鑑条例でどうか。

<酒井委員>

病院はどのように掲載するのか。

<齊藤委員>

経営状況を掲載し、市民に行ってもらおうよう広報しては。

<酒井委員>

これまで審査内容や質疑、意見を掲載してきている。意見として何を入れるか。安定的に経営するなら3億円の繰り入れが要ということや、1億2千万円のルール外の繰り入れや、5千万円の機器購入について掲載するのか。

<小川委員長>

そこまで具体的な内容とするのか。

<馬場委員>

市立病院はあまり議論できていない部分もある。介護予防の日常生活総合事業についてかなり詳しく説明されたので、C型事業の内容等を含めて掲載しては。

<齊藤委員>

国保の広域化について掲載することも考えられる。

<酒井委員>

介護予防は説明を聞いただけなので、委員会での問題意識ということでは市立病院でよいのではないか。どこまで書くかは正副委員長に一任してはどうか。

<小川委員>

市立病院と印鑑条例を掲載する。文言は正副委員長に一任を。

<了>

### ○わがまちトークの意見対応について

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

- ・東本梅町：1～7参考
- ・畑野町：1～3参考、4調査

## ○行政視察について

<小川委員長>

事務局から資料を配付する。

[事務局資料配付]

<小川委員長>

齊藤委員から説明を。

<齊藤委員>

長野県下條村について、出生率は2.03人。3階建てのアパートを建て、人口が増えて出生率も増えている。国の補助金を使わず、単独事業で行っている。入居条件は、年齢を問わず子育て中であることと、村の行事や運動会、祭り、消防団活動に参加することを条件に入居させている。出産や入学の都度、祝い金が出て、同時期に保育所に入所したら2人目が半額・3人目が無料、医療費が高校生まで無料など、いろいろ制度がある。重要なのは財源捻出だが、今の村長が会社経営者であり、意識改革に着手し、コスト意識を徹底させ、職員数を大幅に削減し32人とした。人口千人あたり7.84人であり、類似団体平均17.02人の半分以下である。職員の生産性を倍にして行政のスリム化を達成し、そこで費用を捻出して施設を建てている。また、道路整備は村が資材を供給し、工事は住民が行うという資材支給事業を立ち上げている。国の制度の左右されない子育て支援をしており、そういう考え方に持って行かなければならない。

<小川委員長>

レターケースに配付していた資料について、馬場委員から補足説明があれば。

<馬場委員>

補足説明はないが、本市と人口規模が似ている自治体を参考にしたい。必ずしも先進事例だけがよいとは限らず、よくない施策からも反面教師として学べる。ざっくりばらんにテーマを出しあえばよいのでは。

<齊藤委員>

下條村は本市と同じような人口規模ではないが、東・西別院町や畑野町、旭町など、人口が減少しているところに、こういうものを当てはめていけないかと考える。消防団も不足しており、そういうことをマッチングできないかと考えている。

<小島委員>

下條村はよいと思うが、総務文教の所管に偏った形になる。子どもの貧困に取り組んでいるので、保育園関係やひとり親家庭に対する取り組みを行っているようなところの方がよいのではないか。

<小川委員長>

今、日程や場所を決めなくても、委員会で取り組む中で視察項目を深めていけばよいと考える。視察には行くが、もう少し深めた中で対応してはどうか。過去に行った視察先の一覧を配付するので参考にさせていただき、今後、常任委員会でもう少し考えていきたい。そういうことを含んでいただき、方向性は正副委員長に一任願いたい。

<馬場委員>

できれば各自1つはテーマを提案してはどうか。

<小川委員長>

今後、月例などで協議していきたいので、各自検討いただきたい。

<酒井委員>

1人1つテーマを提案するというのではなく、委員会の中で何を見に行くべきかがわかってくると考える。先ほどの取り組みなども、インターネットを見ればかなりわかるようになってきている。本市の取り組みと比べて、ここはぜひ、ということが明らかにならないといけない。1人あたり6万5千円も使うので、中身のある視察にしなければならない。

<馬場委員>

百聞は一見に如かずというというのが我々の立場である。ネットでわかる部分もあるが、わからない部分もある。

<小川委員長>

視察については、次回以降も検討する。

### ○月例開催について

<小川委員長>

平成29年1月から子どもの貧困をテーマに取り組みを進めている。これまで1月、2月は、今後どのように取り組みを進めていくか協議してきた。また前回の月例では、子どもの貧困を考える上で必要な前提知識として、子どもの権利条約、京都府子どもの貧困対策推進計画、亀岡市議会における子どもの貧困に関するこれまでの一般質問と答弁について学んだ。なお、2月からの新委員にも事務局から同じ資料を配付している。前回、今後進めていくと決定したことは、健康福祉部から子どもの貧困の取り組みの現状についての説明を受けることと、現場の声を聞くことである。また、今後の検討課題として意見があったのは、所管をまたぐテーマであるため、政策研究会で取り組むことを検討してはどうかということと、子どもの権利条約の条例化を検討してはどうかということであった。これらを踏まえつつ、4月の月例では健康福祉部に話を聞くことから進めていけばどうか。

<菱田委員>

よいと考えるが、子ども食堂が亀岡に3カ所ある。現場を直接見ることはできなくても、お世話になっている人の苦労話や具体的な効果等について話を聞く機会を作っていたきたい。

<小川委員長>

これまでも具体的な質問項目として、実態調査の現状、子ども食堂の取り組み、横断的な取り組み、府の計画に対応した取り組み、学習支援、という意見が出ていた。この他に質問項目はあるか。なければ正副委員長で調整する。

<小島委員>

健康福祉部に来ていただくということだが、一方通行の説明ではなく意見交換がしたい。担当部署の思いを、腹を割って話していただき、本当の意見交換の場となるようにしていただきたい。

<小川委員長>

せっかく来ていただくので、意見交換を含め、環境厚生常任委員会として中身を深めていきたい。月例の日程を調整したい。

[日程調整]

<小川委員長>

4月24日もしくは25日で調整し、連絡する。

散会 ～17:32